

平成 28 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名		
一般	03	02	05	134690	家庭児童相談事業		
総合計画	分野	人づくり					
	政策	3-1	子育て環境の充実				
	施策	1	子育て支援の充実				
目的	児童の養育に関する相談						
対象	18歳未満の児童とその保護者						
意図	家庭における適切な養育が確保される。						
事業概要 …上記目的を実現するための事業手法を記載すること							
○家庭児童相談 家庭相談員2名の配置による相談業務 家庭における児童の適正な養育とその福祉の向上のための相談や訪問調査、指導援助を実施							
市民参画の有無 [ 対象外 ]							
市民協働の形態		共催		実行委員会・協議会		事業協力・協定	
		後援・協賛		補助・助成		委託	
活動指標（上記「事業概要」に対応）			単位	区分	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(計画)
①	相談受理児童数	人	計画	100	100		
			実績	126	156		
②			計画				
			実績				
③			計画				
			実績				
成果指標（上記「意図」に対応）			単位	区分	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(計画)
①	家庭相談員の関わりが終了した世帯の割合	%	目標	75.0	75.0		
			実績	89.6	89.9		
②			目標				
			実績				
③			目標				
			実績				
成果指標の達成度	<input type="radio"/>	目標値より高い		概ね目標値どおり		目標値より低い	

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
相談や通告を受けた児童数は減少したが、内容が複雑なケースが増加傾向にある。家庭相談員の関わりが終了した世帯の割合の目標値を75%とし、学校や保育園等関係機関と連携して指導や見守りをした結果、家庭相談員の関わりが終了した児童が多くなっている。		
目的妥当性	公共関与の妥当性	児童虐待防止法により、市に児童虐待の通告があったときは、市が当該児童の安全の確認をしなければならないこととされ、場合により児童の一時保護送致など専門性・緊急性が要求されるため市の関与が必要である。
	<input type="radio"/> 妥当である	
	見直し余地がある <input type="checkbox"/> 妥当でない	
有効性	成果の向上余地	関係機関との連携を図り、複雑多岐な相談に迅速かつ適切に対応する。
	<input type="radio"/> 向上余地がある	
	向上余地がない	
効率性	事業費・人件費の削減余地	相談の内容が複雑化し、専門的知識と経験がある家庭相談員の対応が不可欠のため、削減は難しい。
	事業費の削減余地がある <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある	
	<input type="radio"/> どちらも削減余地がない	
公平性	受益と負担の適正化余地	すべての児童を対象にし、偏りや不公平はない。 また、児童の権利利益の擁護を目的としているため、費用負担を求めることは適切ではない。
	受益機会の見直し余地がある <input type="checkbox"/> 費用負担の見直し余地がある	
	<input type="radio"/> 適正である	
総合評価 …上記評価結果の総括		
保護者からの相談に対し個々のケースに応じた指導援助を通し、児童の養育環境を整えた。相談は、家庭事情等が複雑に絡むケースもあり、幼稚園、保育園、学校、警察等の関係機関との連携により総合的な相談体制の充実が必要である。		

平成 28 年度 事業説明資料

【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業J-ト	事業名
一般	03	02	05	134690	家庭児童相談事業

単位：千円

		27年度 決算額(A)	28年度 決算額(B)	29年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費		4,309	4,291		△ 18
財 源 内 訳	国・県				
	地方債				
	その他				
	一般財源	4,309	4,291		△ 18

事業期間	○	単年度繰返	期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	---	-------	------	-----------------

部重点施策における目標  
安心して出産し、親子が健やかに育っています。

事業開始の背景・経緯  
昭和41年7月1日花巻市に家庭児童相談室を設置  
児童福祉法で平成17年4月から全ての市町村が家庭児童相談を行うこととされ、家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談及び指導を行っている。

事業概要  
○家庭児童相談  
家庭相談員2名の配置による相談業務  
家庭における児童の適正な養育とその福祉の向上のための相談や訪問調査、指導援助を実施

事業を展開する上での課題、留意事項 / 意見・要望等  
児童虐待防止法により、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は通告する義務があるため、虐待の疑いの通告が増えている。  
相談や通告があった事案に対し、関係機関の連携により迅速かつ適切に対応する。

担当部署 部名 健康福祉部 課名 地域福祉課 担当係長 吉田睦美 内線 507 (単位：千円)

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。  
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

◎家庭児童相談事業 4,291千円

- ・地域福祉課内に家庭児童相談室を設置し、家庭相談員（非常勤職員）2名を配置し、相談や安否確認、一時保護送致にあたる。
- ・相談を受けたものに対し、学校、幼稚園、保育園、保健センター、児童相談所等の関係機関と連携して対処する。

